

第5章 誘導施設

5-1 誘導施設の設定

1 基本的考え方

誘導施設（都市機能誘導区域に維持・確保すべき施設）とは、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉、または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」です。

この誘導施設の設定により、拠点となるエリアに都市機能が確保され、人口減少下でも効率的なサービス提供が可能となり、町民生活の利便性が維持されるなどの効果が期待できます。

なお、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、各誘導施設の機能として、行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化等に分類され、「中心拠点」と「地域／生活拠点」において誘導することが望ましい施設例を示しています。

本町で例えると中心拠点は「中心市街地エリア」、地域／生活拠点は「森市街地エリア」、「塚脇市街地エリア」に区分されます。

【立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）誘導施設の例】

都市機能	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■中核的な行政機能 例：本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活を営むうえで必要となる行政窓口機能等 例：支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守りサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村全域での住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例：延面積0㎡以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能 例：病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■日常的な診療を受けられることができる機能 例：診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター

資料：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

2 誘導施設（候補）の立地状況

本町の誘導施設候補の立地状況については次のとおりです。

なお、前頁で国が示す誘導施設例とあわせ、本町独自の視点から、地域福祉や観光・産業に資する一定規模の直販所、防災、交通機能を有する施設などを候補とする立地状況をまとめました。

表 誘導施設（候補）の立地状況

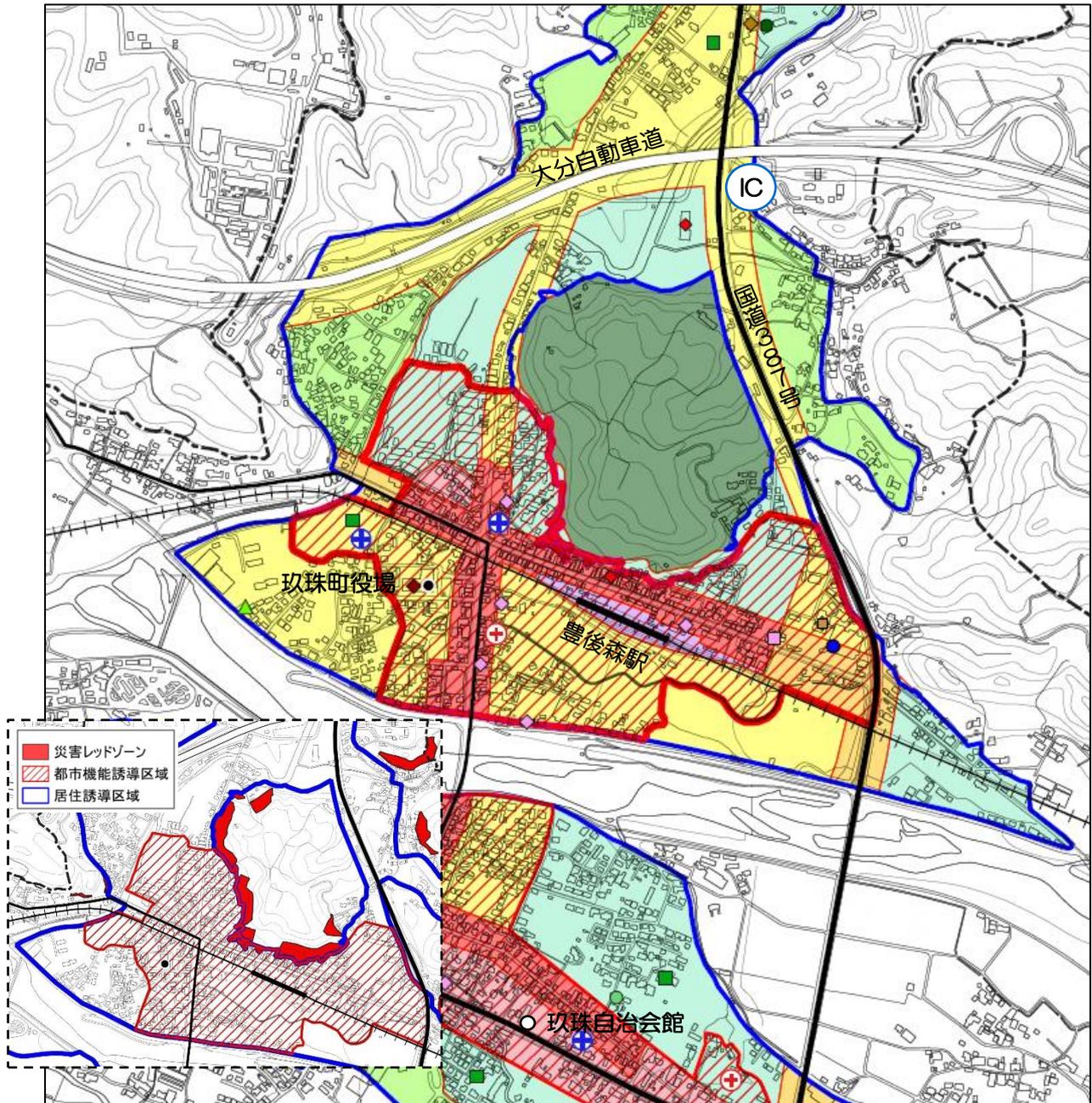
機能	施設	都市機能誘導区域内		
		中心拠点	生活拠点	
		中心市街地エリア	森市街地エリア	塚脇市街地エリア
行政	本庁舎	○	-	-
地域福祉	老人福祉センター（社会福祉協議会）	○	-	-
	地域包括支援センター	○	-	-
	介護サービス施設（通所）	○	-	○
子育て	幼稚園・認定こども園・保育所	○	○	○
	子育て支援センター	○	-	-
商業	コンビニエンスストア	-	○	○
	スーパーマーケット（1000㎡未満）	○	○	-
	大規模小売店（1000㎡以上）	-	-	○
医療	病院（20床以上）	○	-	○
	診療所、クリニック（19床以下）	○	○	○
金融	銀行・信用金庫	○	-	○
	郵便局	○	○	○
教育文化	図書館（図書館機能）	-	○	-
	中央公民館（メルサンホール）	○	-	-

○：都市機能誘導区域及び近接して立地する施設

注1：スーパーマーケットは、主に生鮮食品を販売する1,000㎡未満の店舗

注2：大規模小売店は、大規模小売店舗法に基づく店舗面積1,000㎡以上の店舗

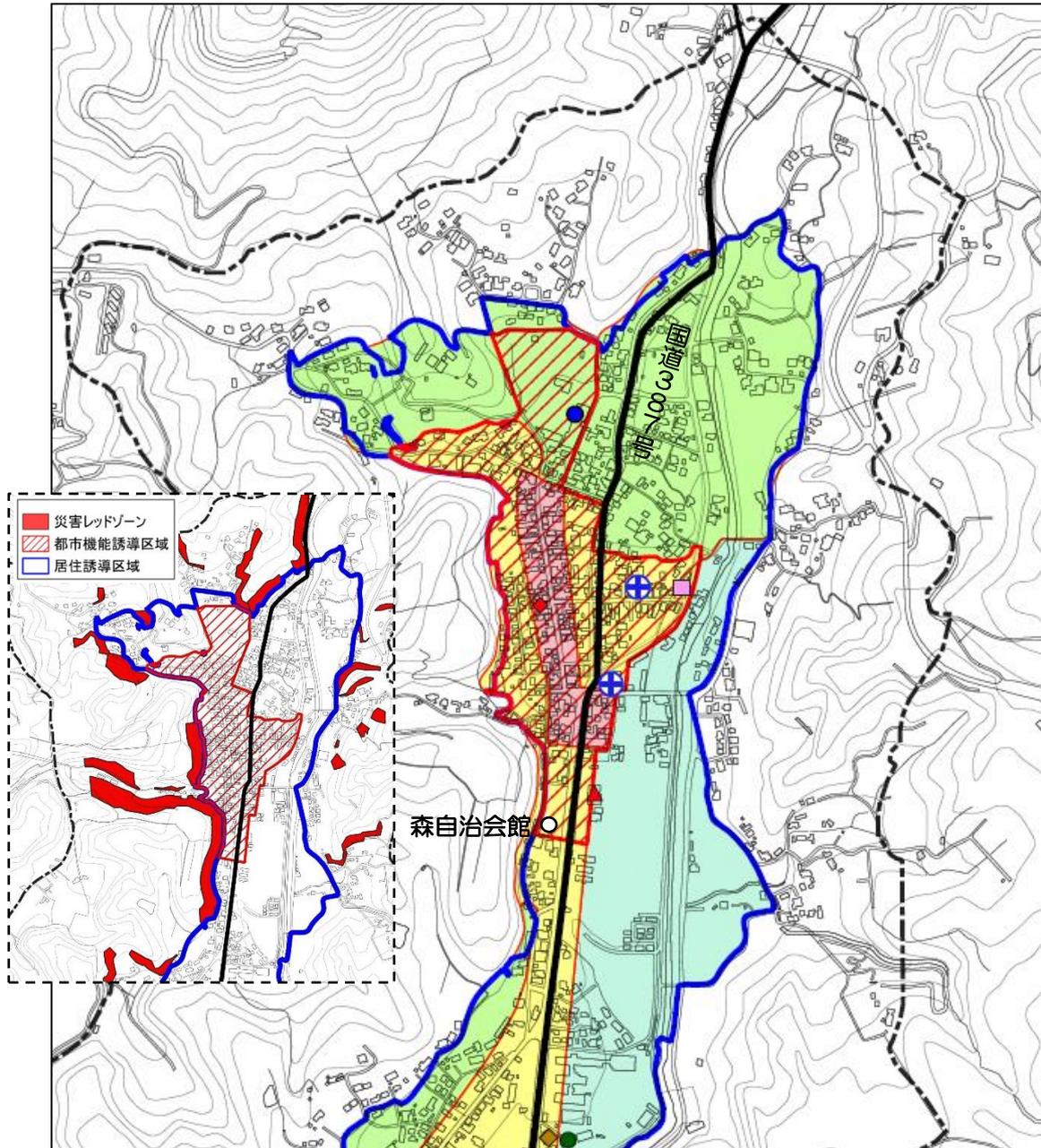
【誘導施設（候補）の立地状況】（中心市街地エリア）



<p>地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域包括支援センター ◆ 介護施設(通所) ◆ 老人福祉センター <p>子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ■ こども園 ● 保育所 ▲ 子育て支援センター 	<p>商業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ コンビニ ◆ スーパーマーケット ● 大規模小売店舗 <p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊕ 病院 ⊕ 診療所 <p>金融</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 郵便局 ◇ 銀行 <p>教育文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育文化施設
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ▨ 都市機能誘導区域 □ 居住誘導区域 ▭ 都市計画区域 <p>用途地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域
--

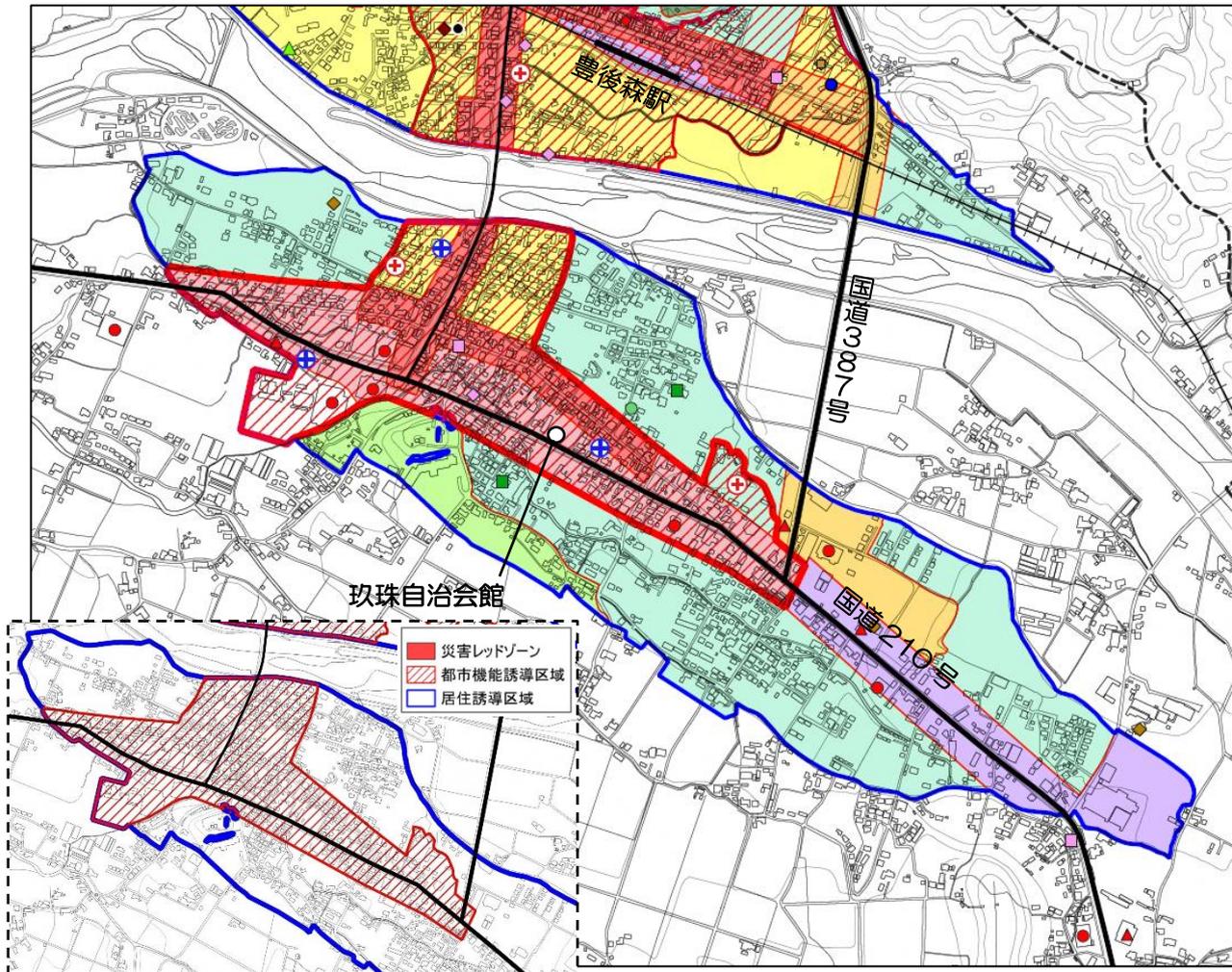
【誘導施設（候補）の立地状況】（森市街地エリア）



<p>地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域包括支援センター ◆ 介護施設(通所) ■ 老人福祉センター <p>子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ■ こども園 ● 保育所 ▲ 子育て支援センター 	<p>商業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ コンビニ ◆ スーパーマーケット ● 大規模小売店舗 <p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊕ 病院 ⊕ 診療所 <p>金融</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 郵便局 ◇ 銀行 <p>教育文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育文化施設
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ▨ 都市機能誘導区域 □ 居住誘導区域 ▭ 都市計画区域 <p>用途地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域

【誘導施設（候補）の立地状況】（塚脇市街地エリア）



<p>地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域包括支援センター ◆ 介護施設（通所） ■ 老人福祉センター <p>子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ■ こども園 ● 保育所 ▲ 子育て支援センター 	<p>商業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ コンビニ ◆ スーパーマーケット ● 大規模小売店舗 <p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊕ 病院 ⊕ 診療所 <p>金融</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 郵便局 ◇ 銀行 <p>教育文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育文化施設
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ▨ 都市機能誘導区域 ■ 居住誘導区域 □ 都市計画区域 <p>用途地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域
--

3 誘導施設の設定方針

◆各拠点への誘導が望まれる施設

誘導施設とは都市機能誘導区域に維持・確保すべき施設であり、行政機能、地域福祉機能、商業機能、医療機能など日常生活に欠かせない様々な施設が該当します。

ここでは、各拠点づくりの方向性から都市機能誘導区域に誘導が望まれる施設を整理します。

表 各拠点へ誘導が望まれる施設

都市機能誘導区域		拠点づくりの方向性	誘導（維持・確保）が望まれる施設
中心拠点	中心市街地エリア (玖珠町役場周辺 及び JR 豊後森駅 周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地として、既存の都市機能や都市基盤を活かし、さらなる都市機能の集積により、本町の中心にふさわしく、落着きの中にも、活気・賑わいや交流力を創出する拠点づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> →行政の総合窓口 →中核的な地域福祉施設や医療施設 →子育て支援の拠点となる施設 →集客力のある商業施設 →市街地の活性化に資する地域交流センター →教育文化サービスの拠点となる施設 <p>など</p>
生活拠点	森市街地 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 国道 387 号等の交通基盤を活かし、地域の歴史や自然環境と調和した趣のある生活拠点づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> →生活サービスを維持するための商業施設 →子育て世代や高齢者に対応する施設 <p>など</p>
	塚脇市街地 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 国道 210 号や国道 387 号等の交通基盤や都市機能を活かし、周辺環境と調和した暮らしやすい生活拠点づくりに努めます。 	

◆施設分類による設定の考え方

各拠点への誘導が望まれる施設について、その特性から「拠点配置型施設」と「分散配置型施設」に分類して誘導施設の候補を選定します。

表 誘導施設（候補）の分類の考え方

施設の分類	設定の考え方	誘導施設（候補）
拠点配置型施設 (都市機能誘導 区域内)	<p>中心拠点や生活拠点の都市機能誘導区域に立地することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>広く町民に利用される施設で、施設の整備や維持・管理面で効率的・効果的である施設</u> ・<u>賑わいや生活利便性を向上させる施設</u> ・<u>居住の地域を選ぶ際、重要な要素となる施設</u> <p>は、誘導施設として設定します。(病院、商業施設など)</p>	○
分散配置型施設 (町域での分散が望ましい施設)	<p>町内の広い範囲で日常的に利用される施設であり、その利用形態から中心拠点や生活拠点だけでなく、<u>地域に分散して立地することが利便性などの面で望ましい施設は、誘導施設から除外します。</u></p> <p>(診療所、介護関連施設、小学校など)</p>	×

表 施設分類による誘導施設（候補）と配置の考え方（1/2）

機能	施設	役割や配置の考え方	拠点配置型施設 (都市機能誘導区域内)			分散配置 型施設
			中心 拠点	生活拠点		
			中心 市街地 エリア	森 市街地 エリア	塚脇 市街地 エリア	
行政	本庁舎	・本庁舎は中核的な行政サービスの総合窓口として、中心拠点に配置することが望ましい。	○	-	-	-
地域 福祉	老人福祉センター (社会福祉協議会)	・社会福祉活動を推進する中核的な施設として、中心拠点に配置することが望ましい。	○	-	△	-
	地域包括支援センター	・介護予防や福祉・医療に関する支援・相談の窓口などを行う中核的な施設として、中心拠点に配置することが望ましい。	○	-	△	-
	介護サービス施設 (通所)	・高齢者人口の分布などに応じて各所に立地が見られる施設であるため、地域に分散して立地することが望ましい。	-	-	-	○
子育て	幼稚園 認定こども園 保育所	・子育て世代にとって、居住区域を選択する際の重要な要素となる施設として、中心拠点及び生活拠点に配置することが望ましい。	○	○*	○*	-
	子育て支援センター	・地域の子育て家庭に対し育児支援を行う拠点施設として中心拠点に配置することが望ましい。	○*	-	△	-
商業	コンビニエンスストア	・身近な生活サービス施設として、区域外にも必要な施設であるため、地域に分散して立地することが望ましい。	-	-	-	○
	スーパーマーケット (1,000㎡未満)	・日々の生活に必要な食料品、日用品等を購入できる商業施設として、中心拠点及び生活拠点に立地していることが望ましい。	○	○	△	-
	大規模小売店 (1,000㎡以上)	・地域の拠点性を高め、賑わいや利便性に寄与する施設として中心拠点及び生活拠点に配置することが望ましい。(大規模小売店舗立地法の届出対象である店舗面積1,000㎡以上を対象)	△	-	○	-
医療	病院 (20床以上)	・施設周辺地域だけでなく、拠点外からの利用も多い医療施設として、中心拠点及び生活拠点に配置することが望ましい。	○	△	○	-
	診療所、クリニック (19床以下)	・身近な医療施設として区域外にも必要な施設であるため、地域に分散して立地することが望ましい。	-	-	-	○

○：現状立地している誘導施設（候補）※分散配置型施設除く

○*：現状立地していないが、都市機能誘導区域内に近接して立地している施設

△：現状立地していないが、今後誘導が望まれる施設（候補）

-：現状立地に関わらず、誘導施設候補としない施設

表 施設分類による誘導施設（候補）と配置の考え方（2/2）

機能	施設	設定の考え方	拠点配置型施設 （都市機能誘導区域内）			分散 配置型 施設
			中心 拠点	生活拠点		
			中心 市街地 エリア	森 市街地 エリア	塚脇 市街地 エリア	
金融	銀行・信用金庫	・町民、事業者の金融取引や地域のまちづくりに係る資金支援施設として、中心拠点及び地域拠点に配置することが望ましい。	○	△	○	-
	銀行・信用金庫 （ATM単独施設）	・人口分布等に応じて、地域に分散して立地することが望ましい。	-	-	-	○
	郵便局	・地域の郵便や貯金の窓口サービスなどを行う施設として、中心拠点及び生活拠点に配置することが望ましい。	○	○	○	-
教育 文化	図書館（図書館機能）	・地域のにぎわいを生み出す集客力を含め、生涯学習の拠点として、中心拠点及び生活拠点に配置することが望ましい。	△	○	△	-
	地域交流施設 〔文化センター 中央公民館〕	・全町民をはじめ、来街者の利用も見込める施設であり、中心市街地の賑わいや活性化、各種交流を促す施設として、中心拠点に配慮することが望ましい。	○	-	△	-

○：現状立地している誘導施設（候補）※分散配置型施設除く

△：現状立地していないが、今後誘導が望まれる施設（候補）

-：現状立地に関わらず、誘導施設候補としない施設

4 誘導施設の設定

本計画における誘導施設は、各拠点の特性や施設の立地状況、公共交通ネットワークを含む設定方針に基づき、都市機能誘導区域である中心拠点と生活拠点にそれぞれ定めます。

なお、下表に定める誘導施設は都市再生特別措置法第108条の規定に基づく届出の対象となります。

表 誘導施設の設定（都市機能誘導区域）

機能	誘導施設	施設の定義	都市機能誘導区域内		
			中心拠点	生活拠点	
			中心市街地エリア	森市街地エリア	塚脇市街地エリア
行政	役場本庁舎	・ 地方自治法第4条第1項に定める事務所	●	-	-
地域福祉	老人福祉センター （社会福祉協議会）	・ 老人福祉法第20条の7に定める施設 ・ 社会福祉法第109条に定める団体の事務所が置かれている施設（支所は除く）	●	-	◎
	地域包括支援センター	・ 介護保険法第115条の46第1項に定める施設	●	-	◎
子育て	幼稚園 認定こども園 保育所	・ 学校教育法（第1条、第77条）に定める幼稚園 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園 ・ 児童福祉法第39条第1項に定める保育所	●	◎	◎
	子育て支援センター	・ 児童福祉法第6条の3第6項に定める事業を行う施設で行政が運営する施設	◎	-	◎
商業	スーパーマーケット （1,000㎡未満）	・ 食品衛生法等による許可施設	●	●	◎
	大規模小売店 （1,000㎡以上）	・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗	◎	-	●
医療	病院（20床以上）	・ 医療法第1条の5第1項に定める施設	●	◎	●
金融	銀行・信用金庫	・ 銀行法、信用金庫法に定める施設 （ATM単独施設は除く）	●	◎	●
	郵便局	・ 日本郵便株式会社法に定める施設	●	●	●
教育文化	図書館（図書館機能）	・ 図書館法第2条第1項に定める図書館及び地域や施設の特性に応じた歴史・児童等に供する施設	◎	●	◎
	地域交流センター （文化複合施設）	・ 都市再生整備計画の基幹事業「高次都市施設」として定める「地域交流センター」	●	-	◎

●：誘導施設に設定する（現状立地している施設の維持を目指す）

◎：誘導施設に設定する（現状立地していないが、都市機能誘導区域に近接して施設が立地、または今後の新たな誘導を目指す）

-：誘導施設に設定しない（今後、必要に応じて誘導を検討する）